

65歳以上の年金受給者で市県民税を納税されている方へ 10月支給分の公的年金から 市県民税の特別徴収(天引き)開始

法律の改正により平成21年10月支給分の公的年金から市県民税を差し引かせていただく特別徴収制度が始まります。今回の制度導入により、年間税額の納付方法が従来と一部変更になりますが、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方(市県民税納税通知書の年金特別徴収の欄に記載していますのでご確認ください。)

- 市県民税の納税義務者のうち、平成21年4月1日現在で65歳以上の方
 - 平成20年中に公的年金の支払いを受けている方
 - 介護保険料が年金から特別徴収されている方
 - 平成21年4月1日において、老齢基礎年金等を年額18万円以上受給されている方
- ただし、所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療(後期高齢者医療)保険料・市県民税の合計額が特別徴収の対象とされた年金の支払額を超える方は対象となりません。

対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢または退職年金(障害年金・遺族年金等の非課税年金や生命保険料契約等に基づく個人年金は除きます。)

引き落としされる市県民税

公的年金等に係る所得から算出される市県民税のみです。

※給与と所得や事業所得など、他の所得に係る市県民税は、今までどおり給与からの天引き(特別徴収)、または納付書もしくは口座振替(普通徴収)による納付となります。

引き落としが中止となる場合

- 特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなった場合
- 特別徴収対象年金所得者が転出・死亡した場合
- 介護保険料が特別徴収されなくなった場合
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、市県民税の合計額が特別徴収対象年金の支払額を超える場合
- 年金に係る市県民税額に変更があった場合(普通徴収に変更になります。)

納付方法 【例】税額が60,000円(年金所得のみ)の場合

- 平成21年度の納め方(制度開始年度・初めて特別徴収となる方)
10月・12月・2月の年金支給月には、年税額の6分の1ずつを特別徴収(年金から天引き)させていただきます。

徴収の方法 年金支給月	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金からの天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の4分の1(2回)		年税額の6分の1(3回)		
	60,000円÷4=15,000円		60,000円÷6=10,000円		
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

- 平成22年度以降の納め方(特別徴収を開始した翌年度以降)
4月・6月・8月の年金支給月には、前年度の2月の税額と同額を仮徴収(年金から天引き)させていただきます。
10月・12月・2月の年金支給月には、確定したその年度の年税額から4月・6月・8月に仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を本徴収(年金から天引き)させていただきます。

徴収の方法 年金支給月	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月分と同額			年税額から仮徴収分を引いた3分の1 (60,000円-30,000円)÷3=10,000円		
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574